
I 自治会・町内会とは

【基礎編】



1 自治会・町内会はなぜ必要？

安心・安全な暮らしのために

ご近所どうしの信頼関係・結びつきが豊かな地域ほど、犯罪発生率が低く、暮らしの満足度が高いことが、数々の調査から明らかになっています。

いざというときのために

過去の災害では、多くの命が、ご近所さんどうしの助け合いによって救われました。国がまとめた被災者体験談では、自治会・町内会の防災訓練が役立った、長引く避難生活でも顔見知りがいることで安心感を得ていた、などの声が多く寄せられています。

いざというとき、地域の「共助」や「つながり」は、力を発揮しています。

2 自治会・町内会の役割

自治会・町内会は、

「子どもたちが安全に遊び学べる環境をつくりたい」

「自分のまちをきれいにしたい」

「防犯を強化して、安全に暮らせるまちにしたい」

「住人同士の交流を深めて、心の通い合う居場所をつくりたい」



など、住みやすいまちづくりのために、地域全体の様々な課題を協働して解決していく場であると同時に、住民どうしのコミュニケーションづくりの中心となるものです。

3 どんな活動をするの？

自治会・町内会の活動には、主に次のようなものがあります。

親 睦

- ・ 夏祭り
- ・ 敬老会
- ・ 餅つき大会



福 祉

- ・ 高齢者の見守りや生活支援
- ・ 募金活動



環境美化

- ・ ごみ集積所の管理・清掃
- ・ 資源物回収等のリサイクル活動
- ・ 公園や道路の清掃協力
- ・ 花植えによる緑化活動



防犯・防災

- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 子どもたちの登下校の見守り
- ・ 救命救急講習会の実施



広報・情報提供

- ・ 広報資料の回覧
- ・ 地域課題に関する市政への要望



※活動内容は自治会・町内会によって異なります。

4 自治会・町内会と市の関係

守谷市では、各自治会・町内会から選出された方を連絡員（区長）として委嘱し、地域住民との連絡調整役をお願いしております。

区長業務説明会

毎年4月中旬頃、区長業務の内容や、自治会・町内会に対する市の支援制度を、説明会でご案内します。

区長業務委託契約

「守谷市自治会等業務委託要綱」に基づき、市と自治会・町内会が契約を締結し、次のような業務を委託しております。業務委託の対価として、年度末に「業務委託料」を自治会・町内会にお支払いします。⇒P. 30参照

【自治会・町内会への業務委託】

1. 自治会・町内会から市への質問、要望などのとりまとめ
2. 文書等の配布、回覧
3. 募金のとりまとめ
4. 地区内の調査
5. その他、市役所各課からの依頼対応等

※募金への寄付は強制ではありません。



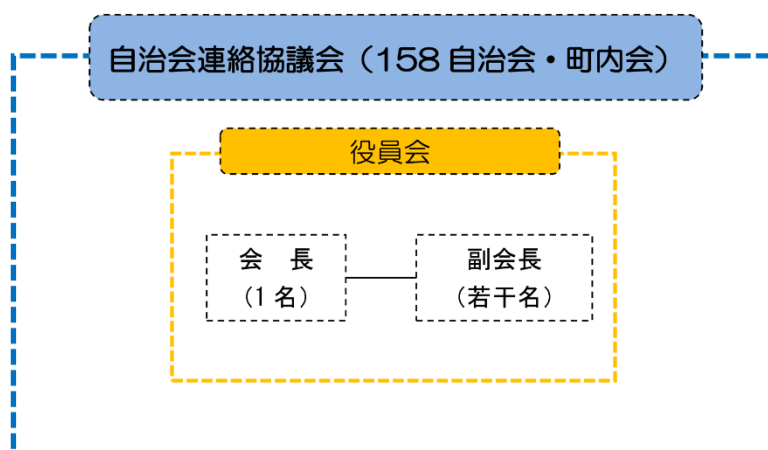
5 守谷市内の自治会・町内会（自治会連絡協議会）

現在、守谷市内には158の自治会・町内会が結成されており、約1万9,000世帯（守谷市全世帯の約64%、令和6年3月末現在）が加入しています。

さらに、自治会・町内会相互の情報交換等を目的に、全区長等で構成する「**守谷市自治会連絡協議会**」を設置しています。その役員会は、会長1名、副会長若干名で構成されており、情報交換会等の開催の検討や、県の自治会連合会への参加等の活動を行います。

【守谷市自治会連絡協議会組織図】

令和2年12月21日発足



6 ^{にんかちえん}認可地縁団体とは？

自治会・町内会が一定の手続きをとって市長の認可を受けて法人格を取得することで、集会所などの不動産を自治会・町内会の名義で登記することができます。

集会所などの不動産を保有しているものの、個人名義での登記のままになっている自治会・町内会、また、未登記で権利関係があやふやとなっている場合は、いざという時に揉めることのないよう、積極的に認可地縁団体として法人格を取得することをお勧めします。

⇒P.22参照

MEMO

[illegible]